

【新型コロナウイルス拡大防止に向けての取り組みに関するバリ州知事発関係各機関宛通達
(3月16日)】

令和2年3月17日(総20第23号)
在デンパサール日本国総領事館

●3月16日、イ・ワヤン・コスター・バリ州知事は、15日のジョコ・ウィドド大統領声明を受け、新型コロナウイルス拡大防止に向けての取り組みに関するバリ州知事発関係各機関宛通達を发出了しました。

●同通達は各県知事はじめバリ州の各関係機関に対して学校教育の在宅学習への移行、行政事務に従事する職員の在宅勤務、バリ州以外の地域への公務出張の延期、多くの大衆を動員するセミナー／シンポジウムや娯楽活動の開催延期や中止等7項目にわたる措置を3月16日から30日までとることを要請しています。

●今回のバリ州知事通達は今後の在留邦人の生活に影響を与える部分も含まれているため、居住されている地域の状況及び情報に十分に留意するようお願いいたします。今後も新型コロナウイルスの感染状況によってインドネシア政府の政策変更に伴い各地方政府の政策も頻繁に変更される可能性があります。当館からは引き続き領事メール等で情報提供を行ってまいりますのでご留意ください。

1 3月16日、イ・ワヤン・コスター・バリ州知事は、15日のジョコ・ウィドド大統領声明を受け、新型コロナウイルス拡大防止に向けての取り組みに関するバリ州知事発関係各機関宛通達を发出了しました。

2 同通達は各県知事はじめバリ州の各関係機関に対して以下の7項目にわたる措置をとることを要請しています。

(1) 幼稚園から高等教育機関に至るまでの教育機関における学習活動はオンライン学習教材を利用する等して在宅学習をする。

(2) 公共サービスに直接係わる業務を除き政府関係機関職員による行政事務は在宅で行うよう努める。事務所において勤務する職員は当該行政機関の主要部署の幹部職員等とする。本件措置の実施は当該機関の長が調整する。

(3) 外国あるいはバリ州以外への公務出張については重要かつ緊急のものを除き、延期する。

(4) 多くの動員を必要とする政府の活動、たとえば業務会議、調整会議、セミナー／シンポジウム、講義／研究等の開催は延期する。

(5) 多くの大衆を動員する娯楽行事等の活動の開催は中止または制限を設けた開催とする。

(6) 上記(1)から(5)までの本件措置は3月16日から3月30日までの間実施する。

(7) すべての関係方面に対し冷静さを保ちパニックに陥ることがないように要請する。また、不正確なあるいは正式な情報源からではない情報を作ったり拡散しないよう要請する。体調管理に気をつけ清潔で健康的な生活行動を心がけるよう求める。

3 今回のバリ州知事通達は今後の在留邦人の生活に影響を与える部分も含まれているため、居住されている地域の状況及び情報に十分に留意するようお願いいたします。今後も新型コロナウイルスの感染状況によってインドネシア政府の政策変更に伴い各地方政府の政策も頻繁に変更する可能性があります。当館からは引き続き領事メール等で情報提供を行っていきますので留意ください。流言飛語に惑わされないように信頼の置ける情報源からの情報入手に努めてください。

4 関連サイト

○海外安全ホームページ(新型コロナウイルスに関する注意喚起)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○日本国厚生労働省ホームページ(感染症情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所ホームページ(コロナウイルスに関して)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>